

社会福祉法人 無量壽会

老人短期入所施設 清涼苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する老人短期入所施設清涼苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は介護予防が必要な状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的状況及び精神的負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえつつ可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業を運営するに当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 老人短期入所施設 清涼苑
- 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 苑長 1名

苑長は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。

2 副苑長 1名

副苑長は、苑長を補佐し、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。

3 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

4 相談員 1名以上

相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

5 医師 1名以上 [嘱託]

6 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための医師の指示により適切な措置を行う。

7 介護職員 14名以上

介護職員は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。

8 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、栄養管理及び食事の提供を行う。

9 調理員 1名以上

調理員は、栄養士の作成した献立に基づいて利用者の心身の状況に応じ適時適温に注意した食事の提供を行う。

10 機能訓練指導員 [理学療法士] 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

11 業務員 1名以上

業務員は、施設内外の整備整頓、運転業務を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、40名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 苑長は利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、事業の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標

を達成するための具体的サービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえつつ、日常生活に必要な援助を行う。
- 3 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(指定短期入所生活介護の利用料、その他の費用)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1 基準サービス利用料金[1日当たり]

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と居住費(滞在費)、食費を加えた額が自己負担額となる。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なる。)

短期入所料金

(介護保険負担割合が1割の場合)(1単位=10.33円)

要 介 護 度	要介護1 (645単位)	要介護2 (715単位)	要介護3 (787単位)	要介護4 (856単位)	要介護5 (926単位)
1. サービス利用料金	6,662円	7,385円	8,129円	8,842円	9,565円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,995円	6,646円	7,316円	7,957円	8,608円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	667円	739円	813円	885円	957円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階300円 第2段階600円 第3段階①1000円 第3段階②1300円)				
5. 居住費	1日 915円 (第1段階0円 第2段階・第3段階①② 430円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,082円	3,154円	3,228円	3,300円	3,372円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
看護体制加算 (I)	4 単位	41 円	36 円	5 円	
夜勤職員配置加算	13 単位	134 円	121 円	13 円	
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	227 円	204 円	23 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,710 円	190 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	836 円	93 円	7 日を限度
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数				

(介護保険負担割合が 2 割の場合) (1 単位=10.33 円)

要 介 護 度	要介護 1 (645 単位)	要介護 2 (715 単位)	要介護 3 (787 単位)	要介護 4 (856 単位)	要介護 5 (926 単位)
1. サービス利用料金	6,662 円	7,385 円	8,129 円	8,842 円	9,565 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,329 円	5,908 円	6,503 円	7,073 円	7,652 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	1,333 円	1,477 円	1,626 円	1,769 円	1,913 円
4. 食費	1 日 1, 5 0 0 円				
5. 居住費	1 日 9 1 5 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	3,748 円	3,892 円	4,041 円	4,184 円	4,328 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
看護体制加算 (I)	4 単位	41 円	32 円	9 円	
夜勤職員配置加算	13 単位	134 円	107 円	27 円	
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	227 円	181 円	46 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,520 円	380 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	743 円	186 円	7 日を限度
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数				

(介護保険負担割合が3割の場合) (1単位=10.33円)

要介護度	要介護1 (645単位)	要介護2 (715単位)	要介護3 (787単位)	要介護4 (856単位)	要介護5 (926単位)
1. サービス利用料金	6,662円	7,385円	8,129円	8,842円	9,565円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,663円	5,169円	5,690円	6,189円	6,695円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	1,999円	2,216円	2,439円	2,653円	2,870円
4. 食費	1日 1,500円				
5. 居住費	1日 915円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,414円	4,631円	4,854円	5,068円	5,285円

○加算 (1単位=10.33円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
看護体制加算(I)	4単位	41円	28円	13円	
夜勤職員配置加算	13単位	134円	94円	40円	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	227円	158円	69円	
送迎加算	184単位	1,900円	1,330円	570円	片道
緊急短期入所受入加算	90単位	929円	650円	279円	7日を限度
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に14%を 乗じた単位数				

※食費 1日1,500円 朝食 400円 昼食 600円 夕食 500円

※ 食費については、上記の各食の金額で、利用実績で計算して徴収する。

介護予防短期入所料金

(介護保険 1 割負担の場合) (1 単位=10.33 円)

要介護度	要支援 1 (479 単位)	要支援 2 (596 単位)
1. サービス利用料金	4,948 円	6,156 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,453 円	5,540 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	495 円	616 円
4. 食費	1 日 1,500 円 (第 1 段階 300 円 第 2 段階 600 円 第 3 段階①1000 円 第 3 段階②1300 円)	
5. 居住費	1 日 915 円 (第 1 段階 0 円 第 2 段階・第 3 段階①② 430 円)	
6. 自己負担金額 (3 + 4 + 5)	2,910 円	3,031 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	227 円	204 円	23 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,710 円	190 円	片道
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数				

(介護保険 2 割負担の場合) (1 単位=10.33 円)

要介護度	要支援 1 (479 単位)	要支援 2 (596 単位)
1. サービス利用料金	4,948 円	6,156 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,958 円	4,924 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	990 円	1,232 円
4. 食費	1 日 1,500 円	
5. 居住費	1 日 915 円	
6. 自己負担金額 (3 + 4 + 5)	3,405 円	3,647 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	227 円	181 円	46 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,520 円	380 円	片道
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数				

(介護保険負担割合が 3 割の場合) (1 単位=10.33 円)

要介護度	要支援 1 (479 単位)	要支援 2 (596 単位)
1. サービス利用料金	4,948 円	6,156 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,463 円	4,309 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	1,485 円	1,847 円
4. 食費	1 日 1,500 円	
5. 居住費	1 日 915 円	
6. 自己負担金額 (3 + 4 + 5)	3,900 円	4,262 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	227 円	158 円	69 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,330 円	570 円	片道
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数				

※食費 1 日 1,500 円 朝食 400 円 昼食 600 円 夕食 500 円

※食費については、上記の各食の金額で、利用実績で計算して徴収する。

「特定入所者介護サービス費」制度

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定証を受けている場合には、下記の表に記載している額とする。

※ 負担限度額認定証は、利用の際に提示するものとする。

区 分	食 費	滞在費（居室料）
利用者負担 第1段階	300円	0円
利用者負担 第2段階	600円	430円
利用者負担 第3段階①	1,000円	430円
利用者負担 第3段階②	1,300円	430円
利用者負担 第4段階	1,500円	915円

2 通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

3 通常の指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額を超える費用。

4 食 費

朝食 400円 昼食 600円 夕食 500円

5 居住費（滞在費）

1日 915円

6 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙「介護保険の給付対象とならないサービス料金表」のとおりとする。

前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者がサービスの提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に務める。
- 2 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出等は苑長の承認を得る。
- 5 他の利用者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 利用者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関及び家族に連絡するとともに、管

理者に報告し必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者 係長 森岡 改

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを仙台市に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第12条 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(非常災害)

第13条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(就業環境の確保)

第15条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業

環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第17条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

- 苦情受付窓口 : 森岡 改 (係長兼相談員)
秋元 香那子 (相談員兼介護員)
TEL 022-275-4348
- 受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)
- 苦情解決責任者 : 苑長 只木 和彦

寄せられた意見や苦情に対し、苑長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置している。定期的を開催し、委員の皆さんの意見を伺っている。

- ・3名の方を委嘱しています。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 加藤 秀夫
社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

また、苦情ボックス（ご意見箱）を1階食堂前ロビーおよび2階食堂内に設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

青葉区介護保険課	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211
泉区介護保険課	所在地	仙台市泉区泉中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
宮城野区介護保険課	所在地	仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
	電話番号	022-291-2111
若林区介護保険課	所在地	仙台市若林区保春院前丁3-1
	電話番号	022-282-1111
太白区介護保険課	所在地	仙台市太白区長町南3丁目1-15
	電話番号	022-247-1111
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 施設指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8318

※12月29日から1月3日と、土・日・祝日は除く。

(協議)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月13日から施行する。

この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 8月23日から施行する。

この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成27年10月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、2019年10月 1日から施行する。
この規程は、2020年10月 1日から施行する。
この規程は、2021年 4月 1日から施行する。
この規程は、2021年 8月 1日から施行する。
この規程は、2021年10月 1日から施行する。
この規程は、2022年10月 1日から施行する。
この規程は、2022年12月 1日から施行する。
この規程は、2023年 4月 1日から施行する。
この規程は、2024年 4月 1日から施行する。
この規程は、2024年 8月 1日から施行する。
この規程は、2025年 4月 1日から施行する。

老人短期入所施設清涼苑

介護保険給付外サービス利用

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

品 目	単 位	単 価
理髪サービス（調髪・顔剃り）	1回	2,000円
〃（調髪のみ）	1回	1,500円
ボックスティッシュ	1箱	100円
歯ブラシ（一般用）	1本	130円
〃（子ども用）	1本	120円
〃（歯茎用）	1本	270円
歯磨き粉	1個	200円
口腔ケア用スポンジ	1本	30円
義歯洗浄剤	1箱	650円
	1個	10円
乾電池（単1）	1本	185円
乾電池（単2）	1本	143円
乾電池（単3）	1本	45円
乾電池（単4）	1本	40円
コンセント使用料	1品目	1日 10円
コピーサービス（白黒）	1枚	10円
コピーサービス（カラー）	1枚	50円
ガーゼ（5×5cm）	1枚	30円
包帯	1巻	60円
ドレッシングテープ （5×7.2cm）	1枚	30円
イチジク浣腸	1個	120円
マスク	1枚	20円